

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道博愛舎役員（理事・監事）及び評議員に対する報酬の支給について、必要な事項を定める。

(支給区分)

第2条 役員及び評議員に対する報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事長が常勤職員の勤務日数の2分の1以上法人本部及び関係機関等との折衝等で運営業務に当たったとき。
- (2) 理事会及び評議員会に出席したとき。
- (3) 監事が監査のため監査の場所に出席したとき。
- (4) 社会福祉法人北海道博愛舎の用務により旅行したとき。

(支給額)

第3条 前条各号の報酬は、次により支給するものとする。

- (1) 前条1号の場合は、報酬月額250,000円、交通費月額10,000円とする。
なお、前条第2号から4号の報酬は支払わないものとする。
- (2) 前条第2号及び第3号の場合は、交通費は利用した交通機関に支払った実費、日当及び宿泊料は社会福祉法人北海道博愛舎旅費規程による。
- (3) 前条第4号の場合は、社会福祉法人北海道博愛舎旅費規程による。

附 則

昭和58年 1 月 1 日 施行

平成15年 6 月19日 一部改正

平成23年 6 月21日 一部改正

平成29年 4 月 1 日 一部改正